

市老連だより 15

平成 28 年 9 月 9 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤 静男

保険者の業務簡素化（要介護認定等）などが論点 介護保険部会 EPA介護福祉士の訪問介護要件に日本語能力試験を提案 検討会

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告致します。

◇1. 要介護認定の更新有効期間を3年に延長

厚生労働省は9月7日、社会保障審議会の「介護保険部会」を開催し、「保険者の業務簡素化（要介護認定等）」などを議論しました。

要介護（要支援）の認定者数は、2015年4月現在608万人で、この15年間で約2.8倍に増加しており、それに伴う市町村の要介護認定の事務量も増加の一途をたどっています。

厚労省は、要介護認定（更新）の有効期間は原則1年、上限2年としているが、要介護認定から2年経過した時点で、要介護度が変わっていない人が6割を占めると説明。さらに、3年経過した時点で4割であると説明しました。あわせて、新規・区分変更認定の有効期間は原則6カ月、上限1年となっているが、1年が経過した時点で要介護度が変わっていない人の割合が4～5割であることとの均衡を図るため、更新認定の有効期間の上限を、現行の2年から3年に延長するよう提案しました。

また、長期に渡り状態が変化していない人（状態安定者）は、要介護度も不変であると想定されることから、事務負担の軽減を図るため、二次判定の手続きを簡素化することもあわせて提案しています。

◇2. ICT等活用で介護報酬や人員・設備基準を見直し

また、（1）介護人材の確保、（2）認知症施策の推進一などを議論しました。

（1）介護人材の確保に関し、「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」では、2025年度の介護人材の需要見込みは253万人であるのに対し、供給は215.2万人の見込みで、現状のまま推移すれば37.7万人が不足するといわれています。このような需給ギャップを解消するため、「二

「トッポン一億総活躍プラン」では、介護ロボットの活用促進やICTを活用した生産性向上の推進などの施策を通して、介護人材の確保に取り組んでいくとしています。

厚労省は、介護ロボットの導入促進・開発支援や、ICTの活用などを要件とした訪問介護のサービス提供責任者の配置基準の緩和などを行ってきた一方、「帳票の必要性自体を精査し、内部作成文書や行政への提出文書について、あり方の見直しが必要」との見解を示し、論点を次のように提示しました。

- ロボット・ICTを活用している事業所に対する、介護報酬や人員・設備基準の見直しを介護報酬改定の際に検討してはどうか
- 法令上、事業者へ提出が求められる書類などの実態把握を行い、法令上提出が必要な書類の見直しや、ICTを活用した書類の簡素化を進めるべきではないか

(2) 認知症施策の推進では、「認知症初期集中支援チーム」に関し、2015年度末時点で287市町村に設置済みと報告。チームの活動について、適切な支援に繋がっていない人を医療・介護に繋げ、家族の負担を軽減させる効果が見られるが、本来の支援対象である初期の認知症の人ではなく、困難事例への対応が約半数を占めていると指摘。より効果的なチーム運用が課題と述べた上で、論点を次のように示しました。

- 認知症に関する医療・介護の連携をさらに推進していくため、その時の容態に合ったふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組みを構築していく観点を介護保険事業（支援）計画に盛り込むなど、各地域で計画的に取り組む必要があるのではないかと。特に都道府県による市町村に対する適切な支援が必要ではないか
- 認知症初期集中支援チームについて、早期に認知症診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等につなげるための介入を行うという機能を果たしつつ、初期でない認知症の人への支援や困難事例への対応も必要とされていることから、より効果的にチームを機能させる必要があるのではないかと

◇3. EPA介護福祉士の訪問介護要件に日本語能力試験を提案

厚生労働省は9月6日、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」を開催し、「EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加するに当たっての必要な措置」を議題としました。検討会では、経済連携協定（EPA）にもとづき受け入れている介護福祉士候補生のさらなる活躍を推進するための方策を検討しています。

今回、厚労省は、「EPA介護福祉士が訪問系サービスに就労する場合に想定される課題」について施設などへの聞き取りを行い、得られた回答を次のように示しました（一部抜粋）。

- 日本語の機微な表現を理解し、利用者や家族との意思疎通が図れるか
- 簡潔にわかりやすい日本語で連絡ノートを記載できるか
- 介護計画以外の依頼があった場合の対応が適切にできるか
- 利用者の急変時等、適切な対応ができるか
- 登録制を実施している事業所で、随時報告を受けることが困難になりやすいのではないかと

これらの課題を踏まえ、厚労省は、EPA介護福祉士が訪問系サービスに就労する際に必要な措置について、次の論点などを示しています。

- 一定の日本語能力を担保するという観点から、日本語能力試験を設ける必要があるか
- 丁寧かつ具体的な対応のために、訪問介護サービスの研修（日本の生活様式や習慣などを含む）／緊急時の対応マニュアルの整備および研修／数回程度または定期間、指導者が同行する／記録や報告事項の定型化などの工夫—などが考えられるのではないか
- 上記の対応事項について、受け入れの要件とすべきか。ガイドラインや留意事項の通知とすべきか
- 人権擁護の観点から、EPAの枠組みを活用し、JICWELS（公益社団法人国際厚生事業団）による受け入れ事業者への指導やEPA介護福祉士の相談などの支援を強化する必要があるのではないか

当日の配布資料などについては、厚生労働省のHPにアップされています。
あわせてご覧ください。

介護保険部会

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000136021.html>

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000135951.html>

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10
大阪市立社会福祉センター311号室
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612